

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備バー回転式スクリーン洗浄装置（C）用洗浄水噴霧弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（A及びB）の加熱蒸気供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	定期検査中の系統隔離操作において、制御棒駆動系水圧制御ユニットのアクュームレータ充填水入口弁（8台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）手動起動用空気貯槽出口弁の配管継ぎ手部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の海水ドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉建屋2階南西側に設置されている原子炉冷却材浄化系計装ラック点検用踏み台に常設表示がない旨の指摘を受けたため、当該踏み台に常設表示板を取付（保安検査官気付き事項）	C	
7	4号機	原子炉建屋換気空調系冷房用給気冷却器の冷却水側ドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）制御盤室の出入口扉の金具（ドアクローザ）の一部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室の出入口扉のドア取っ手部に動作不良（空回り）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	集中環境施設	サイトバンカ建屋に設置されている高圧水設備給水タンク用レベルスイッチの点検において、ケーブル接続用端子箱に損傷（ひび）が認められたため、当該端子箱を交換	D	
11	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（A）の1次セラミックフィルタ冷却ボックス（A～D）用スライドダンパ押さえ機構の部品（パネフック：32個中、9個）に破損が認められたため、当該部品を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで